

HOKUMON SHINKIN BANK
REPORT 2023

令和5年度上半期
北門信用金庫の現況
令和5年4月1日～9月30日

ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども北門信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

本誌は、当金庫の令和5年度上半期における仮決算主要計数・重要指数、トピックス等についてまとめたものであり、ぜひご覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いです。

今後も全てのお取引先に目を向けた営業に徹し、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和5年11月

北門信用金庫の概要 (令和5年9月30日現在)

名 称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL:0125-22-1111(代表) https://www.shinkin.co.jp/hokumon/
創 業	昭和24年2月8日
出 資 金	4億5千1百万円
会 員 数	12,312名
預 金	2,996億円
貸 出 金	1,161億円
店 舗 数	23店舗
常勤役員数	223人(出向職員・パート等28人含む)
自己資本比率	13.97%



地域と共に永遠に歩み続ける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。
地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞらえてシンボライズしたものです。

目 次

ごあいさつ・北門信用金庫の概要・目次	2
北門信用金庫と地域社会	3
預金・貸出金の状況	4
自己資本の状況・損益の状況	5
不良債権の状況	6
有価証券の時価情報	7
自己資本比率規制(パーゼルⅢ)による定量開示【単体】	8~9
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	10
金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について	
主なトピックス 令和5年度上半期(4~9月)・お知らせ	11
活動記録	12~13

※本開示に記載の金額・比率は全て単位未満を切り捨てて表示しております。

※金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しております。

※令和4年9月末、令和5年9月末の計数については、当金庫が任意で開示しているものであり、監査法人の監査は受けておりません。



お客さま・会員の皆さま

- 企業支援室
令和5年度再生支援先 16先
- 地域総合相談室
令和5年4～9月
創業・新事業支援先 11先 53百万円

その他の
資産運用
有価証券 97,050百万円
預け金等 91,226百万円

お客さまからお預かりした預金積金は、貸出金の他に一部を有価証券や預け金により運用しております。
有価証券は、格付の高い公社債等で運用し、預け金は信金中央金庫の定期預金を中心にリスクに配慮した安全運用に努めております。



経営方針
地域のみなさまと共に歩み、
地域の発展のためにつくします。

当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

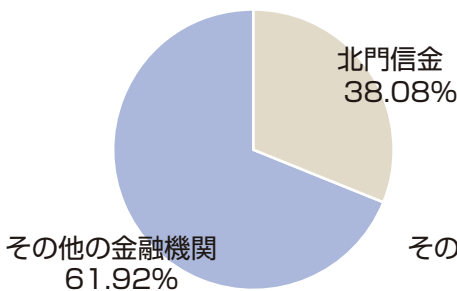
当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。



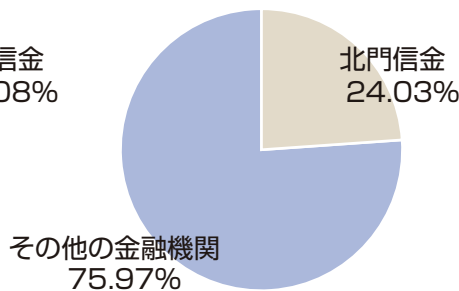
北門信用金庫 常勤役職員：223人 (出向職員・パート等28人含む) 店舗数 23店舗
 経常利益 299百万円
 当期純利益 249百万円

◆中空知地域の占有率

預金占有率



貸出金占有率



◆当金庫が指定金融機関となっている市町

- ・滝川市
- ・歌志内市
- ・奈井江町
- ・浦臼町
- ・上砂川町
- ・新十津川町

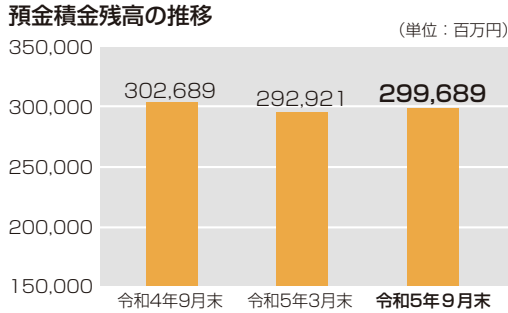
の2市4町

※各計数は令和5年9月30日現在

預金・貸出金の状況

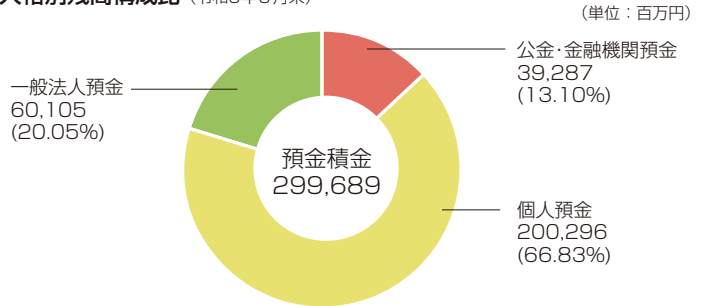
◆預金積金残高の推移

預金積金残高 **2,996億円**



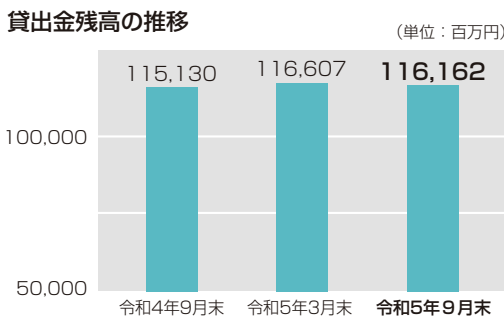
令和5年9月末の預金積金残高は、個人預金、一般法人預金、公金・金融機関預金で減少し、全体では前年同期比30億円(0.99%)の減少となりました。また、令和5年4～9月期の平均残高は前年同期比12億68百万円(0.42%)の減少となりました。

預金人格別残高構成比 (令和5年9月末)



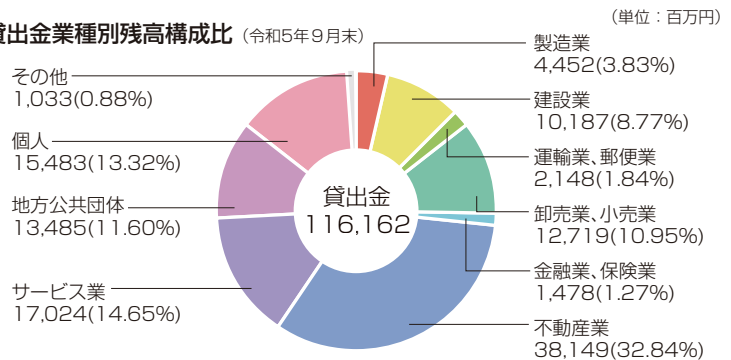
◆貸出金残高の推移

貸出金残高 **1,161億円**



令和5年9月末の貸出金残高は、個人向け、事業者向けで増加、地方公共団体向けで減少し、全体では前年同期比10億32百万円(0.89%)の増加となりました。また、令和5年4～9月期の平均残高は前年同期比10億30百万円(0.89%)の増加となりました。

貸出金業種別残高構成比 (令和5年9月末)



貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%、先)

業種区分	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末		
	貸出金残高	貸出金残高	貸出金残高	残高構成比	先数
製造業	4,706	4,498	4,452	3.83%	145
農業、林業	116	203	238	0.20%	40
漁業	1	0	0	0.00%	1
鉱業、採石業、砂利採取業	502	160	347	0.29%	6
建設業	9,575	9,539	10,187	8.77%	490
電気・ガス・熱供給・水道業	387	373	310	0.26%	5
情報通信業	134	141	136	0.11%	12
運輸業、郵便業	1,895	2,004	2,148	1.84%	79
卸売業、小売業	12,176	11,980	12,719	10.95%	384
金融業、保険業	1,694	1,628	1,478	1.27%	15
不動産業	38,276	38,773	38,149	32.84%	484
物品賃貸業	1,449	1,260	1,521	1.31%	18
学術研究、専門・技術サービス業	694	649	728	0.62%	43
宿泊業	901	859	823	0.70%	12
飲食業	1,286	1,303	1,370	1.18%	122
生活関連サービス業、娯楽業	1,309	1,194	1,150	0.99%	77
教育、学習支援業	347	355	283	0.24%	10
医療、福祉	7,302	7,407	7,244	6.23%	108
その他のサービス	3,579	3,611	3,900	3.35%	158
小計	86,338	85,946	87,194	75.06%	2,209
地方公共団体	13,441	15,168	13,485	11.60%	10
個人	15,350	15,491	15,483	13.32%	3,753
合計	115,130	116,607	116,162	100.00%	5,972

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の状況

自己資本比率 **13.97%**

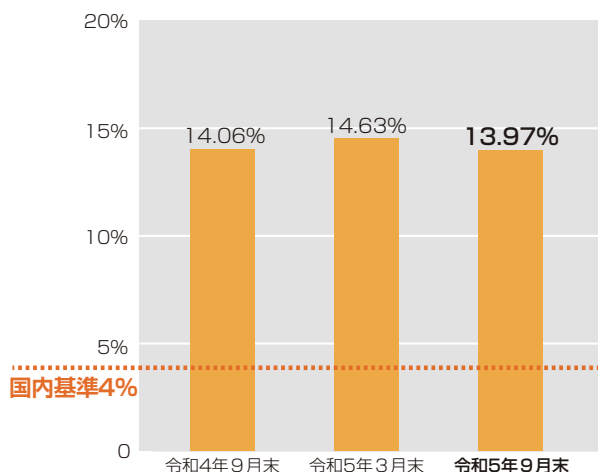
自己資本比率 (令和5年9月末、単位:百万円)

$$\frac{\text{自己資本総額 (18,666)}}{\text{リスク・アセット総額 (133,582)}} \times 100 = 13.97\%$$

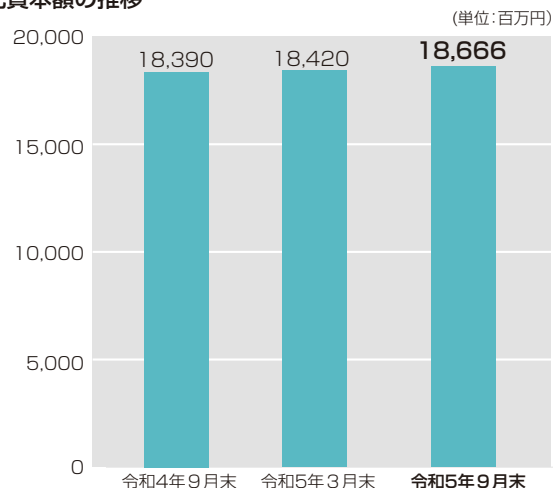
自己資本比率とは、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫は、従来から自己資本の充実に努め、令和5年9月末の単体自己資本比率は、13.97%と高い水準を維持しており、安心してお取引いただける金融機関であることがお分かりいただけると思います。

自己資本比率の推移



自己資本額の推移



令和5年9月期の単体自己資本比率は、当期純利益249百万円の計上等により、自己資本比率の分子である自己資本額が前年同月比276百万円増加し、18,666百万円になりました。一方、分母となるリスク・アセットは、リスクウエイトの高い資産が増加し、前年同月比2,812百万円増加しました。その結果、自己資本比率は13.97%と前年同月比0.09ポイント低下いたしました。

国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は、4%以上であり、経営の健全性に問題はありません。

※自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については、8ページをご覧ください。

損益の状況

(単位:百万円)

項目	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
業務純益	277	217	227
経常利益	351	372	299
当期純利益	249	325	249

※令和4年9月末、令和5年9月末の貸出金償却及び貸倒引当金は、簡便な方法により自己査定を実施しております。

【用語解説】

■業務純益

貸出金や預金などの信用金庫の本来業務での収益力を示すもの。

■経常利益

業務純益に株式等売買損益、個別貸倒引当金繰入などの臨時収益、臨時費用を加減したもの。

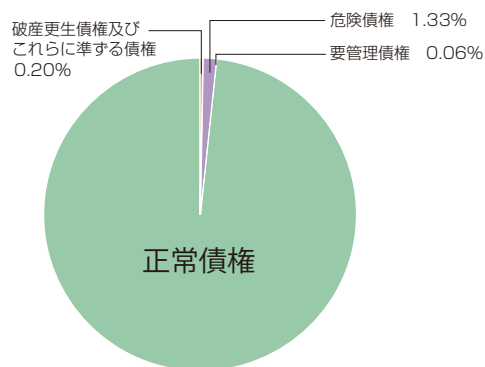
■当期純利益

経常利益から特別利益・特別損失及び税金を加減したもので、最終的な利益となるもの。

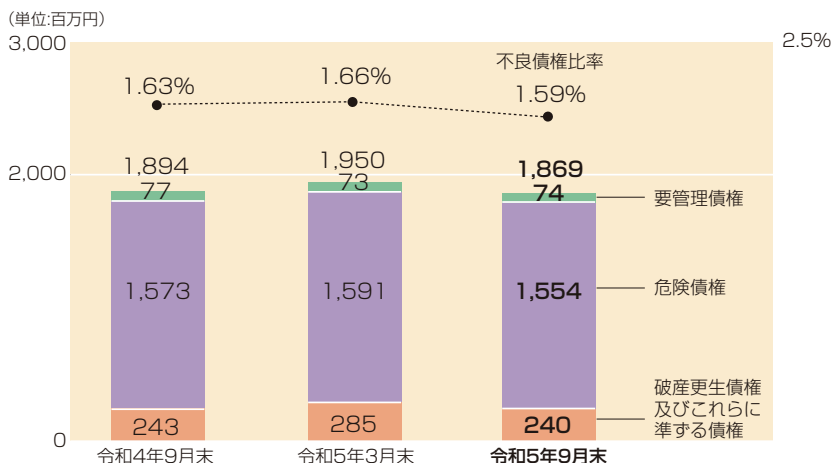
不良債権の状況(金融再生法ベース)

令和5年9月末の不良債権(金融再生法に基づく開示債権)は、前年同期比24百万円(1.29%)減少して、18億69百万円となりました。このうち担保及び公的機関の保証のあるものが13億50百万円、貸倒引当金として3億60百万円を計上していることから、保全率は91.51%、未保全額は1億58百万円となっていますが、万一の場合でも当金庫の自己資本額186億66百万円によって、十分に補填できる体力が備わっております。

◆金融再生法開示債権構成比 (令和5年9月末)



◆金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円,%)

		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年9月末	243	243	124	118	100.00	100.00
	令和5年9月末	240	240	116	123	100.00	100.00
危険債権	令和4年9月末	1,573	1,451	1,169	282	92.22	69.76
	令和5年9月末	1,554	1,446	1,215	231	93.05	68.15
要管理債権	令和4年9月末	77	30	22	8	39.45	14.84
	令和5年9月末	74	24	18	5	32.40	10.13
三月以上延滞債権	令和4年9月末	0	0	0	0	100.00	0.00
	令和5年9月末	4	1	1	0	35.56	10.56
貸出条件緩和債権	令和4年9月末	76	29	21	8	38.70	14.68
	令和5年9月末	70	22	17	5	32.18	10.10
小計(A)	令和4年9月末	1,894	1,725	1,316	408	91.06	70.69
	令和5年9月末	1,869	1,711	1,350	360	91.51	69.45
正常債権(B)	令和4年9月末	113,858					
	令和5年9月末	115,010					
総与信残高 (A)+(B)	令和4年9月末	115,753					
	令和5年9月末	116,880					

※令和4年9月末、令和5年9月末は簡便な方法により自己査定を実施しております。

※開示残高には、貸出金のほか、債務保証見返、未収利息、仮払金を含めております。

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債券で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

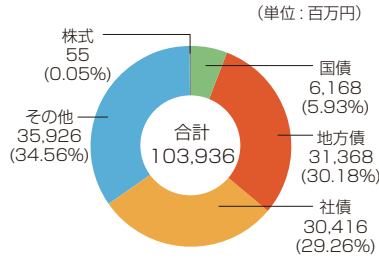
有価証券の時価情報

有価証券残高 **1,039** 億円

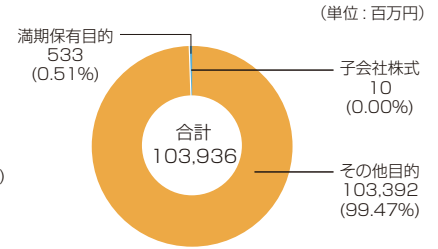
各国の金融政策が大きな転換期を迎え、急激な円安の進行など市場変動が大きくなっており、市場リスク量の高止まりにより新規購入を抑制したことから有価証券残高は減少しております。また、国内外金利上昇の影響により保有する債券の時価が下落したことから当金庫が保有する有価証券の時価は68億84百万円の評価損となっています。

当面厳しい運用環境が続くと予測されますが、リスク管理を強化し、安全な運用に努めてまいります。

有価証券種類別残高 (令和5年9月末)
(帳簿価額)



有価証券保有目的別残高 (令和5年9月末)
(帳簿価額)



◆満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年3月末			令和5年9月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	588	592	3	368	370	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	588	592	3	368	370	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	53	53	△0	164	164	△0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	53	53	△0	164	164	△0
合 計		642	646	3	533	534	0

(注) 1.時価は、基準日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

◆その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和5年3月末			令和5年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	18,505	18,415	89	11,696	11,644	51
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	7,240	7,201	39	4,418	4,400	18
	社 債	11,265	11,214	50	7,277	7,244	33
	そ の 他	3,850	3,299	550	4,285	3,488	796
	小 計	22,356	21,715	640	15,981	15,132	848
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	49,166	52,543	△ 3,376	50,793	55,775	△ 4,981
	国 債	4,586	4,985	△ 399	5,471	6,168	△ 697
	地 方 債	24,841	27,128	△ 2,287	23,653	26,968	△ 3,314
	社 債	19,738	20,428	△ 689	21,668	22,638	△ 969
	そ の 他	28,596	31,132	△ 2,535	29,664	32,417	△ 2,752
小 計	77,763	83,675	△ 5,911	80,458	88,192	△ 7,734	
合 計		100,119	105,390	△ 5,271	96,439	103,325	△ 6,885

(注) 1.貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は外国証券等です。
3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

◆市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	45	45
組合出資金	22	21
合 計	78	77

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)による定量開示[単体]

◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	18,245	18,319	18,572
うち、出資金及び資本剰余金の額	453	450	451
うち、利益剰余金の額	17,791	17,886	18,120
うち、外部流出予定額(△)	-	17	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	142	125	116
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	142	125	116
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	6	6
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	18,402	18,451	18,695
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	12	31	29
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	31	29
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12	31	29
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	18,390	18,420	18,666
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	125,091	120,267	127,981
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,257	△ 1,283	△ 1,286
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	167	141	138
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,678	5,601	5,601
信用リスク・アセット調整額	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	130,770	125,868	133,582
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.06%	14.63%	13.97%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
2. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆自己資本の充実度に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年9月末		令和5年3月末		令和5年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	125,091	5,003	120,267	4,810	127,981	5,119
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	115,589	4,623	110,228	4,409	116,596	4,663
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	16,595	663	14,262	570	18,323	732
法人等向け	39,286	1,571	38,514	1,540	40,695	1,627
中小企業等向け及び個人向け	11,350	454	9,427	377	10,196	407
抵当権付住宅ローン	2,213	88	1,411	56	1,369	54
不動産取得等事業向け	30,188	1,207	30,855	1,234	30,353	1,214
三月以上延滞等	10	0	10	0	16	0
取立未済手形	7	0	7	0	11	0
信用保証協会等による保証付	684	27	675	27	478	19
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	79	3	79	3	78	3
出資等のエクスポージャー	79	3	79	3	78	3
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外	15,171	606	14,983	599	15,071	602
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,135	205	5,135	205	5,134	205
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,755	70	1,755	70	1,755	70
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	255	10	212	8	174	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	228	9	254	10	313	12
上記以外のエクスポージャー	7,797	311	7,626	305	7,693	307
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,760	430	11,323	452	12,671	506
ルック・スルー方式	10,760	430	11,323	452	12,671	506
マンドート方式	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式(1.250%)	-	-	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	167	6	141	5	138	5
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,678	227	5,601	224	5,601	224
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	130,770	5,230	125,868	5,034	133,582	5,343

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

◆金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		令和5年3月末	令和5年9月末	令和5年3月末	令和5年9月末				
1	上方パラレルシフト	7,164	6,678	493	352				
2	下方パラレルシフト	0	0	69	82				
3	スティープ化	6,385	6,144						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	7,164	6,678	493	352				
		ホ		ヘ					
		令和5年3月末		令和5年9月末					
8	自己資本の額	18,420		18,666					

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業支援のための専門部署の設置

融資部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業活性化協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

◆中小企業の経営支援に関する取組み状況

経営改善支援活動

令和5年度は「企業支援室」において、再生支援先として16先を選定し、経営改善コンサルティングを実施しております。

ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

◆地域の活性化に関する取組み状況

地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「たきかわ産業支援相談窓口」）に参画しております。

地域情報紙「きたる(kitaru)」の発行

地域活性化、地方創生に寄与するための取組みとして、中空知・北空知・留萌管内の飲食店や温泉等の施設を紹介し、各地域の人々の交流等が図られることで地域活性化のお手伝いが出来ればとの趣旨から当金庫・北空知信金・留萌信金の三金庫合同で情報紙の発行をしております。

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に各営業店(電話番号は裏表紙記載)または、業務部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、業務部にご相談下さい。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫業務部にお問い合わせ下さい。

/// 主なトピックス 令和5年度上半期(4～9月) ///



- 入庫式【写真①】
- 業績表彰【写真②】
- 石狩地域バイオマス発電事業向けプロジェクトファイナンスの組成に参加
- 花いっぱい運動を実施
- 公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ寄贈【写真③】
- 令和4年度の「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」の販売実績等に基づき、100万円を寄贈し、感謝状をいただきました。
- 第20回石狩川クリーンアップ作戦に参加
- 献血運動に参加
- 第75期通常総代会を開催【写真④】
- 第73回全道信用金庫野球大会(道央地区大会)に参加
- 滝川市の道の駅物産展の開催に参加
- たきかわコスモスマラソンのボランティアに参加



①入庫式



②業績表彰



③公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ寄贈



④第75期通常総代会

/// お知らせ ///

○本部の部署名変更について

本部の部署名を総務部(旧名称 管理第一本部)、企画部(旧名称 管理第二本部)、業務部(旧名称 営業第一本部)、融資部(旧名称 営業第二本部)に変更いたしました。

○法人開拓推進室の設置について

業務部内、新琴似支店2階に新設された法人開拓推進室に4月から職員2名が赴任し、本格始動いたしました。

法人開拓推進室



○経営者保証に関する取組方針の公表について

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容をふまえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- (1)お客様が融資等の資金調達を申込みされた場合、当金庫ではガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様のご意向をお伺いしながら検討いたします。
- (2)上記の検討の結果、経営者保証が必要と当金庫が判断した場合は、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。この場合、保証人予定者の資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の状況等を総合的に判断して適切な保証金額の設定をします。
- (3)お客様から既存の経営者保証契約の変更・解除の申し入れがあった場合は、当金庫はガイドラインに基づいて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について検討するとともに、検討結果について具体的に説明いたします。
- (4)事業承継時には、改めて経営者保証の必要性を検討するとともに、原則として前経営者と後継者の双方から二重に経営者保証を求めません。経営者保証が必要と当金庫が判断した場合は、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (5)保証債務整理の申し出がなされた場合は、ガイドラインに基づいて誠実に対応いたします。



地域経済活性化への取組み



しんきんコネクトの活用支援
kitaruの共同発刊
法人開拓推進室の始動

物産展の開催支援
滝川市の道の駅物産展の開催
に協力いたしました。

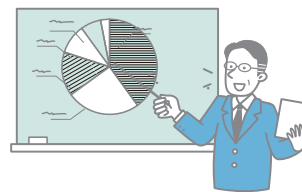
働きがいのある職場環境の整備



全道信用金庫野球大会(道央地区大会)
今年度は、滝川市で開催され、多くの役
職員が大会運営に携わりました。また、
役職員の他、たくさんの金庫OB・OG・
家族が選手たちの応援にかけつけま
した。



正職員登用制度の拡充
定時退庫日の拡充
女性管理職3名誕生
各種研修の実施



豊かな地域社会実現への取組み



花いっぱい運動を実施



献血運動に参加



コスモスマラソン
たきかわコスモスマラソンの開催に伴いボランティアとして多くの役職員が運営に携わりました。



各地域イベントへの参加
ギャラリーふれあいの運営
教育ローン取扱
ふれあい定期募集
そらぶちキッズキャンプ応援定期募集



環境保全への取組み



石狩川クリーンアップ作戦
「第20回石狩川クリーンアップ作戦」にボランティアとして多くの役職員が参加いたしました。



環境美化活動
いわみざわ環境週間における環境美化活動へ参加しました。

石狩地域バイオマス発電事業向けプロジェクトファイナンスの組成に参加
クールビズ実施
地球環境温暖化対策の目標を設定
2023年度数値目標(当金庫全体)
電力消費量を13%、灯油・重油使用料を15%、ガソリン使用料を5%削減(2009年度比)
LED照明使用による電力消費量とCO₂の削減

北門しんきんのネットワーク

◆店舗網とATM設置一覧 (令和5年11月1日現在)

店名	所在地	電話番号	(昼休み時間)	ATM取扱時間		
				平日	土曜日	日曜・祝日・振替休日
本店	〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号	(0125)22-1111		8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
滝川北支店	〒073-0018 滝川市朝日町西2丁目1番31号	(0125)23-1111	(11:30~12:30)	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
江部乙支店	〒079-0463 滝川市江部乙町東1丁目11番5号	(0125)75-2111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
赤平支店	〒079-1136 赤平市本町1丁目1番地4	(0125)32-4111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
芦別支店	〒075-0011 芦別市北1条東1丁目6番地9	(0124)23-1211	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
砂川支店	〒073-0141 砂川市西1条南1丁目1番14号	(0125)54-3311	(12:30~13:30)	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
歌志内支店	〒073-0403 歌志内市字本町91番地	(0125)42-3111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
奈井江支店	〒079-0313 空知郡奈井江町字奈井江町128番地	(0125)65-2311	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
上砂川支店	〒073-0200 空知郡上砂川町字上砂川町40番地10	(0125)62-2211	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
新十津川支店	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央18番地14	(0125)76-2111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
浦臼支店	〒061-0600 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223	(0125)68-2011	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
岩見沢支店	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1番地	(0126)23-2211	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
野幌支店	〒069-0813 江別市野幌町79番地3	(011)385-4111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
札幌支店	〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1	(011)271-4211		8:45~18:00		
ふじの支店	〒061-2282 札幌市南区藤野2条8丁目20番3号	(011)591-5111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
厚別西支店	〒004-0063 札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号	(011)892-3111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
篠路支店	〒002-8022 札幌市北区篠路2条4丁目6番11号	(011)771-1411	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
白石支店	〒003-0027 札幌市白石区本通4丁目北1番1号	(011)863-3711	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
新琴似支店	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号	(011)764-7711	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
手稲前田支店	〒006-0815 札幌市手稲区前田5条11丁目5番1号	(011)685-1111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
栄町支店	〒007-0843 札幌市東区北43条東15丁目3番30号	(011)753-8811	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
千歳支店	〒066-0062 千歳市千代田町3丁目8番地	(0123)26-3111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
石狩支店	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目3番地1	(0133)64-3911	(12:30~13:30)	8:45~18:00		

※窓口閉鎖時間中は、開いている最寄りの店舗または、ATMをご利用くださいますようお願いいたします。

◆店外ATMコーナー (令和5年11月1日現在)

店名	所在地	ATM取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝川市役所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00		
滝川市立病院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00		
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00		

